

障害福祉サービス向け

# 2024年度 処遇改善加算取得マニュアル



介護事業所の経営の方、これから経営を始める皆さまへ

---

超高齢社会の日本において介護業界の果たす役割の重要度は、益々高まっています。

この資料では、障害福祉サービス(重度訪問介護や居宅介護)において、処遇改善加算を取得した際に加算率や取得するために必要な要件などを、ポイントを整理してわかりやすくまとめています。

処遇改善加算の制度は、2024年度（令和6年度）に改定され、今まで3種類あったものが1本化され、加算率も若干変更されています。

これから取得する事業所は要件を正しく理解するために、そして、すでに取得済みの事業所はセルフチェックなどにご活用ください。

皆さまの今後の事業所運営に、役立てていただきたいと思います。

こちらの資料では、障害・福祉サービスに従事している方に向けて  
4つのポイントに絞って詳しく解説します。

- 1 【2024年6月開始】処遇改善加算改定のポイント スライド4
- 2 処遇改善加算を取得するメリット スライド5
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算の概要と申請方法 スライド6~16
- 4 カイビズアシスト 加算コンサルティングサービスのご紹介 スライド0~0

## 【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設



## 2024年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」がスタートします！

### 1 処遇改善加算が一本化

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の3種類に分かれていた加算が、2024年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）」に一本化されます。

### 2 加算率がアップ

障害福祉現場で働く人々にとって、2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行います。

### 3 加算配分の柔軟化

今までは3種類の加算ごとに配分する職種が決まっていたのですが、2024年4月から職種間配分ルールが緩和され、加算全体を事業所で柔軟に配分することが可能になります。

### 4 加算対象者の増加

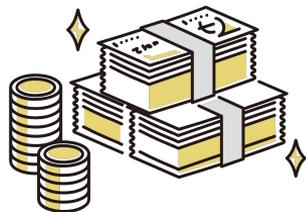
就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員が、処遇改善加算等の対象に加わります。

### 5 月額賃金改善要件の変更※

新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることが要件になります。

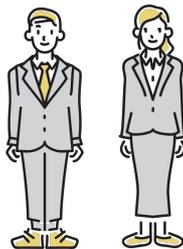
※それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分する。

制度の一本化により**手続きが簡素化され事務負担が軽減**します。  
**さらに加算率もアップ**するので、**メリットだらけの制度**です。



## 賃金のアップ

加算を取得すると職員の賃金がアップするため、職員のモチベーションを高め、介護サービスの質の向上にもつながります。



## 職員の定着率アップ

賃金アップや職場環境の整備により、職員の離職率が低下し、長期的な人材確保が可能になります。



## 職員のキャリアアップ

研修や昇進の機会が増えることで、職員の専門性が高まり、質の高いケアを提供する力が強化されます。

障害福祉サービスの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が2024年6月から福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化されます。

※加算率

		居宅介護	重度訪問介護	条件	対応する旧加算
福祉・ 介護職員等 処遇改善加算	新加算Ⅰ	41.7%	34.3%	新加算Ⅱの条件+経験技能のある福祉・介護職員を一定割合以上配置 ※生活介護の場合、介護福祉士25%以上	・処遇改善加算(Ⅰ) ・特定処遇改善加算(Ⅰ) ・ベースアップ等支援加算
	新加算Ⅱ	40.2%	32.8%	新加算Ⅲの条件+賃金年額440万円以上の職員が1人以上	・処遇改善加算(Ⅰ) ・特定処遇改善加算(Ⅱ) ・ベースアップ等支援加算
	新加算Ⅲ	34.7%	27.3%	新加算Ⅳの条件+資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備	・処遇改善加算(Ⅰ) ・ベースアップ等支援加算
	新加算Ⅳ	27.3%	21.9%	新加算Ⅳの1/2以上(2.7%以上)以上を月額で配分、賃金体系の整備、研修の実施等	・処遇改善加算(Ⅱ) ・ベースアップ等支援加算

※それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合にはベースアップ等支援加算相当分の加算額の2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

新加算に直ちに移行できない場合は、

2024年6月から2025年3月までの間に限り「新加算Ⅴ」で申請可能です。

## 新加算Ⅴのポイント

- ・2024年5月末日時点で、旧加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）のうち、いずれかの加算を受けている事業所が取得可能
- ・現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、改定による加算率の引上げを受けることができるが、新加算Ⅰ～Ⅴの方が改定による加算率の上がり幅が大きい
- ・新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める

	V-1	V-2	V-3	V-4	V-5	V-6	V-7	V-8	V-9	V-10	V-11	V-12	V-13	V-14
居宅介護の加算率	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
福祉・介護職員処遇改善加算	I	II	I	II	II	II	III	I	III	III	II	III	III	III
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	I	I	II	II	I	II	I	算定なし	II	I	算定なし	II	算定なし	算定なし
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

## 新加算に必要な算定要件は大きく分けて

月額賃金改善要件・キャリアパス要件・職場環境等要件の3種類あります。

		内容	新加算 I	新加算 II	新加算 III	新加算 IV
月額賃金改善要件	I	新加算IVの1/2以上の月額賃金改善	○	○	○	○
	II	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	(○)	(○)	(○)	(○)
キャリアパス要件	I	任用要件・賃金体系の整備等	○	○	○	○
	II	研修の実施等	○	○	○	○
	III	昇給の仕組みの整備等	○	○	○	—
	IV	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	○	○	—	—
	V	介護福祉士等の配置	○	—	—	—
職場環境等要件	I	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	—	—	○	○
	II	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	○	○	—	—
	III	HP掲載等を通じた見える化	○	○	—	—

※月額賃金改善要件 I は2024年度中は適用が猶予されます。

※月額賃金改善要件 II（○）は新加算算定前に旧ベースアップ等加算ならび新加算 V（2・4・7・9）及び13を未算定だった場合に満たす要件。

月額賃金改善要件は**職員の賃金のアップと安定した生活を支援するための基準を設定する要件**です。

	新加算要件	内容	備考
月額賃金改善要件	I	新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・2025年度から適用</li><li>・現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合がある（賃金総額は一定のままで可）。</li></ul>
	II	前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。	

キャリアパス要件は職員のスキル向上と昇進機会の確保を図るための仕組みを整備するための要件です。

	新加算要件	内容	備考
キャリアパス要件	I	福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。	・ 2024年度中は年度内の対応の誓約で可
	II	新加算 I ~ IV 福祉・介護職員の資質向上の目標や右記のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。	・ 2024年度中は年度内の対応の誓約で可 -a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価 -b 資格取得のための支援 ※勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等
	III	新加算 I ~ III 福祉・介護職員について右記のいずれかの仕組みを整備する。	・ 2024年度中は年度内の対応の誓約で可 -a 経験に応じて昇給する仕組み -b 資格等に応じて昇給する仕組み -c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
	IV	新加算 I ・ II 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。	・ 2024年度中は月額8万円の改善でも可 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除
	V	新加算 I 福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っていること。	—

職場環境要件は、職場の労働環境を改善し、職員の働きやすさをアップするための基準を整備するための要件です。

		新加算要件	内容	備考
職場環境等要件	I	新加算Ⅰ・Ⅱ	6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）に取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。	2024年度中は6つの区分から3つを選択し、それぞれで1以上、取組の具体的な内容の公表は不要
	II	新加算Ⅲ・Ⅳ	6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）に取り組む。	2024年度中は全体で1以上

新加算Ⅰ・Ⅱは区分ごとに各2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑩は必須）  
 新加算Ⅲ・Ⅳは区分ごとに各1つ以上（生産性向上は2つ以上）

区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	内容
1.入職促進に向けた取組	各区分ごとに 2つ以上	各区分ごとに 1つ以上			①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
2.資質の向上やキャリアアップ に向けた支援					②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
					③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 (採用の実績でも可)
					④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
3.両立支援・多様な働き方の推進					⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各 国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の 受講支援等
					⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
					⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
					⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
腰痛を含む心身の健康管理					⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
					⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の 制度等の整備
					⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数の うち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
					⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
					⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
					⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
					⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
					⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対す る雇用管理改善の研修等の実施
					⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で  
各項目ごとの具体的な取組内容の公表が求められる予定です。

区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	内容
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取組	各区分ごとに3つ ※⑩は必須項目		各区分ごとに2つ以上		⑩現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑪5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑫業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ⑬業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ⑭介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ⑮業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ⑯各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの構成	各区分ごとに1つ以上		各区分ごとに1つ以上		⑰ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ⑱地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ⑲利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ⑳支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップへと  
 確実につながるように加算率がアップしました。

	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	新加算Ⅲ	新加算Ⅳ
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%	—	16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%	—	13.8%	11.5%
短期入所	15.9%	—	13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	新加算Ⅲ	新加算Ⅳ
就労継続支援B型	9.30%	9.10%	7.60%	6.20%
就労定着支援	10.30%	—	8.60%	6.90%
自立生活援助	10.30%	10.10%	8.60%	6.90%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.70%	14.40%	12.80%	10.50%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.70%	14.40%	12.80%	10.50%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.10%	20.80%	19.20%	15.20%
児童発達支援	13.10%	12.80%	11.80%	9.60%
医療型児童発達支援	17.60%	17.30%	16.30%	12.90%
放課後等デイサービス	13.40%	13.10%	12.10%	9.80%
居宅訪問型児童発達支援	12.90%	—	11.80%	9.60%
保育所等訪問支援	12.90%	—	11.80%	9.60%
福祉型障害児入所施設	21.10%	20.70%	16.80%	14.10%
医療型障害児入所施設	19.10%	18.70%	14.80%	12.70%

# 障害福祉サービスにおける改定内容

2024年度に障害福祉サービス等報酬改定が実施されました。

## サービス全般

1. 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
2. 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
3. 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価
4. 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
5. 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
6. 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
7. 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
8. 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）

## 訪問系サービス

1. 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
2. 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
3. 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し

パターン①から③を確認し、  
パターンに応じた計画書と実績報告書を提出しましょう。

	対象	一括で申請可能な事業所数	計画書（別紙）	実績報告書（別紙）
パターン①	令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1様式で原則1事業所まで※1</li> <li>・6月以降、新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合のみ活用可。</li> </ul>	7-1	7-2
パターン②	一括で申請する事業所数が10以下の事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1様式で10事業所まで</li> </ul>	6-1・6-2	3-1～3-3
パターン③	上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1様式で原則100事業所まで※2</li> </ul>	2-1～2-4	3-1～3-3

※1.新加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合や、2024年度中に加算区分を変更する場合は、パターン③と同じく別紙様式2・3を用いる必要があります。

※2.最大1200事業所まで対応した様式を厚生労働省HPに掲載

